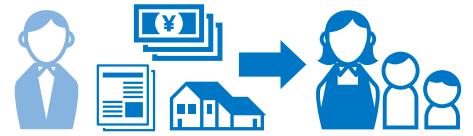


## Q

身内に不幸があり相続が発生しましたが、配偶者の税額軽減を最大限に適用すると、将来的な相続税の負担は重くなりますか？



## A

○配偶者の税額の軽減とは、被相続人(お亡くなりになられた方)の配偶者が遺産分割や遺贈により実際に取得した正味の遺産額が、次の金額のどちらが多い金額までは配偶者に相続税はかからないという制度です。

(1) 1億6千万円、(2) 配偶者の法定相続分相当額

確かにこの制度を最大限適用すると、少なくとも1億6千万円迄の遺産額であれば、被相続人の配偶者が遺産額をすべて取得すれば相続税はまったくかからないこととなります。しかし、その後、被相続人の配偶者がお亡くなりになった際(二次相続という)の相続税も考慮すると、最初の相続の段階で配偶者以外の相続人に遺産を配分しておいた方が二次相続まで考慮した相続税額合計としては少なくなるケースも存在します。

具体的に、相続人が配偶者と子供2名で遺産額が1億円の場合で計算すると。(紙面の関係上、詳細な計算式は省略しております。)

一次相続: 配偶者遺産1億円、子供遺産0円 ⇒ 相続税額 0円

二次相続: 子供遺産5千万円×2 ⇒ 相続税額 770万円

仮に一次相続において法定相続分で遺産分割した場合

一次相続: 配偶者遺産5千万円、子供25百万×2 ⇒ 相続税額 315万円

二次相続: 子供遺産25百万×2 ⇒ 相続税額 80万円

結果、一次相続において配偶者の税額軽減を最大限に適用しない方が二次相続も考慮した相続税額合計では少なくなっています。ただし、生前贈与等を活用することによって将来の負担を軽減することは可能となっております。

税理士・公認会計士・一級ファイナンシャルプランニング技能士

## 商品は私。

お客様のパートナーとして、お客様の立場に立ったアドバイスが実施できるように、また、多くの方に、専門家によって会社や個人の財務内容や財産等が変わる可能性がある事を知ってほしい。ぜひ、お気軽にご相談ください。

津留税理士公認会計士事務所  
(九州北部税理士会所属)

佐賀市兵庫町大字藤木1427-7

AM9:00~PM6:00

休/毎週土・日曜日・祝日

☎0952-43-7986



税理士・公認会計士・  
一級ファイナンシャルプランニング技能士  
津留 保生